

令和三年四月二十六日

聖籠町農業委員会第二十四期

第二十六回総会議事録



聖籠町農業委員会第24期第26回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第26回総会は、令和3年4月26日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 番 駒澤 一男 (会長) | 2 番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3 番 曾根 善治 (農地部長) | 4 番 宮下 吉勝 (農政部長) |
| 5 番 新保 要一 | 6 番 栗原 一成 |
| 7 番 新保 勇 | 8 番 八幡 裕 |
| 9 番 神田 勝 | 10 番 加藤 百合子 |

2 欠席委員 なし

出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 副参事 飯沼 正志 主任 二宮 広輝

3 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について

日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について

日程第8 報告事項 農業委員会事務専決報告等について

報告第1号 農地利用配分計画(利用権移転・農地中間管理権)案
について

「会 長」 部会より引き続き、聖籠町農業委員会第24期第26回総会を開
会いたします。 (開会 午後2時40分)

「会 長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の
規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。なお、説明者
には副参事、書記には主任を指名いたします。

「会 長」 日程第2、会期の決定について、令和3年4月26日、本日1日
限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会 長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につ
いて、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい、議長。それでは1ページをご覧ください。
「議案朗読」

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要
件のすべてを満たすと考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その
結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当で
よろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして、質疑、
意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませ
んか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは2ページをご覧ください。

「議案朗読」

番号37は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、市街地近郊農地と認められるため、第3種農地と判断されます。

番号38は、農地法第4条第6項第1号イに該当し、農用区域内農地の農業用施設用地と認められます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は先ほどの事前審査において、番号38番について20年ぐらい前にほ場整備の補助金が投入されているが、返還等の問題はないのかとの質問があり、県との協議で問題はないとの説明でした。ほかは、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。この件につきましても、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第2号について許可してご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは3ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号につきましては、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、農地部長、退席願います。
(農地部長、退席)

「会 長」 質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(農地部長、入場着席)

「会 長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい、議長。それでは4ページをご覧ください。
「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案4号について、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、審議願います。私自身に関係する案件があり一旦退場します。新保会長職務代理に議事進行をお願いします。
(会長、退席)

「会長職務代理」 番号250について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会長職務代理」 番号250について承認することに決定してご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長職務代理」 全員異議なしと認め承認することに決定いたします。
(会長、入場着席)

「会 長」 それでは、会長職務代理退席願います。
(会長職務代理、退席)

「会 長」 番号 251 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号 251 について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員意義なしと認め、承認することに決定いたします。
(会長職務代理、入場着席)

「会 長」 7番委員退席願います。
(7番委員、退席)

「会 長」 番号 252 から 260 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号 252 から 260 について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(7番委員、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第 4 号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第7、議案第5号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは7ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前協議がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案5号について、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。質疑、意見のある方の発言を求めます。

（ありませんの声あり）

「会 長」 議案第5号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第8、報告事項があります。事務局説明願います。

「副 参 事」 はい。それでは17ページをご覧ください。

「議案朗読」

以上であります。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので総会を閉会します。

（閉会 午後3時10分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会
議長

駒澤一男



聖籠町農業委員会
署名委員

新保要一



署名委員

栗原一成

